

令和5年 No.14

○国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程の一部を改正する  
規程の制定

改正理由

支援対象及び支援内容の見直し並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年3月22日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和5年規程第12号

国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程の一部を  
改正する規程

国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程（令和2年規程第29号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程の一部改正について

改正理由：支援対象及び支援内容の見直し並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、「大学発ベンチャー」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) <u>本学職員</u>（本学役員及び本学職員（非常勤教職員を含む。）をいう。以下同じ。）又は学生等（学部学生、大学院学生、研究生、研究員その他本学において教育研究に携わる者をいう。以下同じ。）が<u>本学において行った発明等に係る知的財産権又は本学が所有する知的財産権をもとに起業し又は起業の準備を行っているもの</u></p> <p>(2) <u>本学職員又は学生等が本学で達成された研究成果又は習得した技術等（知的財産権に係る技術を除く。以下「研究成果等」という。）に基づいて起業し又は起業の準備を行っているもの</u></p> <p>(3) <u>本学職員又は学生等であった者が、退職、修了又は卒業の後、3年以内に本学が所有する知的財産権又は研究成果等に基づきベンチャー企業の実立者となり、又はその設立に深く関与するなどして起業したもの</u></p> <p>(支援内容)</p> <p>第3条 本学は、次の各号に掲げるもののうち、大学発ベンチャーの事業目的、本学への貢献内容等に応じ、<u>本学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲</u>において、<u>同号に掲げる支援を行うことができる。</u></p> <p>(1) 「学芸大発ベンチャー」と称することを認めること。</p> <p>(2) <u>学長が特に認める場合において、本学の施設・設備の使用を認めること。</u></p> <p>(3) 本学の施設を使用する場合において、<u>第5条に定める支援期間内</u>に限り大学発ベンチャーの登記住所を当該施設の住所とすることを認めること。</p> <p>(4) 本学が所有する知的財産権、ノウハウ等の使用に関する優遇措置を設けること。</p> <p>(5) その他、学長が必要と認めること。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、「大学発ベンチャー」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) <u>本学又は本学職員</u>（本学役員及び本学職員（非常勤教職員を含む。）をいう。以下同じ。）若しくは学生等（学部学生、大学院学生、研究生、研究員その他本学において教育研究に携わる者をいう。以下同じ。）が<u>所有する知的財産権をもとに起業したもの。</u></p> <p>(2) 本学で達成された研究成果又は習得した技術等に基づいて<u>起業したもの。</u></p> <p>(3) <u>本学職員若しくは学生等がベンチャー企業の実立者となり、又はその設立に深く関与するなどして起業したもの。</u></p> <p>(4) <u>本学職員若しくは学生等であった者が、退職、修了若しくは卒業の後、1年以内にベンチャー企業の実立者となり、又はその設立に深く関与するなどして起業したもの。</u></p> <p>(支援内容)</p> <p>第3条 本学は、次の各号に掲げるもののうち、大学発ベンチャーの事業目的、本学への貢献内容等に応じ、<u>第5条に定める支援期間内</u>において、<u>必要と認める支援を行うものとする。</u></p> <p>(1) 「学芸大発ベンチャー」と称することを認めること。</p> <p>(2) 本学の施設・設備の使用を認めること。</p> <p>(3) 本学の施設を使用する場合において、<u>支援期間内</u>に限り大学発ベンチャーの登記住所を当該施設の住所とすることを認めること。</p> <p>(4) 本学が所有する知的財産権、ノウハウ等の使用に関する優遇措置を設けること。</p> <p>(5) その他、学長が必要と認めること。</p>

<p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(支援期間)</p> <p>第5条 大学発ベンチャーへの支援期間は、5年を超えない範囲で、学長が必要と認める期間とする。</p> <p>(支援の申請)</p> <p>第6条 第3条第1項各号に掲げる支援を受けようとする企業は、大学発ベンチャー支援申請書(別紙様式1)を学長に提出しなければならない。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(決定の通知)</p> <p>第9条 学長は、大学発ベンチャーへの支援の可否を決定したときは、大学発ベンチャーへの支援決定通知(別紙様式2)又は大学発ベンチャーへの不支援通知(別紙様式3)により、申請者に通知するものとする。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>別紙様式1</p> <p style="text-align: center;">大学発ベンチャー支援申請書</p> <p>〔省略〕</p> <p>1. 支援希望内容</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 本学施設・設備の使用</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 希望無</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 希望有(希望する施設・設備：)</p> <p>(3) 〔省略〕</p> <p>(4) 本学施設の使用許可期間中に限り、登記住所を(2)の施設の住所とすること</p>	<p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(支援期間)</p> <p>第5条 大学発ベンチャーへの支援期間は、5年を超えない範囲で、学長が必要と認める期間とする。</p> <p>(支援の申請)</p> <p>第6条 第3条第1項各号に掲げる支援を受けようとする企業は、大学発ベンチャー支援申請書(別紙様式1)を学長に提出しなければならない。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(決定の通知)</p> <p>第9条 学長は、大学発ベンチャーへの支援の可否を決定したときは、大学発ベンチャーへの支援決定通知(別紙様式2)又は大学発ベンチャーへの不支援通知(別紙様式3)により、申請者に通知するものとする。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>別紙様式1</p> <p style="text-align: center;">大学発ベンチャー支援申請書</p> <p>〔省略〕</p> <p>1. 支援希望内容</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 本学施設・設備の使用</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 希望無</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 希望有</p> <p>(3) 〔省略〕</p> <p>(4) 本学施設の使用許可期間中に限り、登記住所を本学教育インキュベーションセンターの住所とすること</p>
--	---

- 希望無
- 希望有

(5) その他の希望

[省略]

3. 添付書類

(1) ~ (4) [省略]

(5) (起業の準備を行っている場合) 準備の状況, 起業時期の目途

(6) 活用する知的財産権又は研究成果等の概要, 事業との関連

(7) (6) と事業との関連を示す資料

(8) その他本部長が特に必要と認めた資料等

[省略]

別紙様式2

大学発ベンチャーへの支援決定通知

[省略]

年 月 日付で申請のあった大学発ベンチャー支援について, 下記のとおり支援を決定したので通知する。

[省略]

1. 支援決定内容

(1) ~ (5) [省略]

2. [省略]

- 希望無
- 希望有

(5) 客員研究員としての研究協力

希望無

希望有 (希望受入部局: )

(6) その他の希望

[省略]

3. 添付書類

(1) ~ (4) [省略]

(5) 活用する知的財産権, 研究成果の概要

(6) その他本部長が特に必要と認めた資料等

[省略]

別紙様式2

大学発ベンチャーへの支援決定通知

[省略]

年 月 日付で申請のありました大学発ベンチャー支援については, 下記のとおり支援を決定しましたので通知します。

[省略]

1. 支援決定内容

(1) ~ (5) [省略]

(6)

2. [省略]

〔省略〕

別紙様式3

不支援決定通知

〔省略〕

年 月 日付で申請のあった大学発ベンチャー支援について、申請内容を慎重に審議した結果、下記の理由に基づき不支援を決定したので通知する。

〔省略〕

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

〔省略〕

別紙様式3

不支援決定通知

〔省略〕

年 月 日付けで申請のありました、大学発ベンチャー支援については、申請内容を慎重に審議した結果、下記の理由に基づき不支援を決定しましたので通知します。

〔省略〕